

# 岩瀬日大の学費補助制度について



## ①入学金給付(本校) 最大 180,000円給付

特待合格者には、区分に応じて入学金を給付します。※欠席日数が3年間通算で30日を超える場合などは対象になりません。

- ・Ⅰ種特待合格 180,000円給付
- ・Ⅱ種特待合格 150,000円給付
- ・Ⅲ種特待合格 90,000円給付

※推薦合格者・一般単願合格者(単願切替含む)は学力Ⅲ種特待合格となります。

## ②入学金軽減事業(県) 最大 96,000円支給

就学支援金の加算支給対象家庭に対して、入学金の一部を軽減する助成事業です。本校の入学生が対象となるため、保護者の居住地の制限はありません。詳細は裏面をご確認ください。

- ・年収目安350万円未満 96,000円支給
- ・年収目安590万円未満 48,000円支給

私立高校授業料  
実質無償化

## ③就学支援金(国) 年間最大 396,000円支給

支給対象の所得判定基準を満たす世帯に、授業料の一部または全額を支給する支援制度です。詳細は裏面をご確認ください。なお、令和5年4月から、家計急変支援制度が開始されました。

- ・年収目安 590万円未満(加算支給) 33,000円支給/月
- ・年収目安 910万円未満(標準支給) 9,900円支給/月

## ④高等学校等奨学給付金(国・県) 年間最大 152,000円支給

保護者全員の住民税所得割額が非課税の世帯及び生活保護世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するための事業です。保護者の在住県によって制度内容が異なります。

- ・世帯状況により 52,600円～152,000円/年(茨城県の場合)

## ⑤学費援助奨学金(本学園) 年間最大 50,000円支給

家庭の経済状況により就業困難な状況にある生徒および生徒の家庭に対して、学業継続を支援する事業です。

- ・奨学生に認定された場合 最大50,000円/年



学費等の動画解説はこちら→

※各制度を利用するには、入学後に申請が必要です。詳しい申請方法等は、入学後に本校事務局よりご案内します。なお、本紙に記載されている補助金は、現在実施されている内容のため、入学後に制度や支給金額が変更となる場合があります。

※本紙に記載されている年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の金額です。他の家族構成の年収目安は、裏面の表をご参照ください。



岩瀬日本大学高等学校

〒309-1453 茨城県桜川市友部1739  
TEL 0296-75-6467 (入試広報室)



# 軽減制度・特待制度利用イメージ

| 世帯年収目安<br>(※所得判定基準)              | 項目          | 一般合格                  | I 種特待合格<br>※3年保証 | II 種特待合格<br>※3年保証     | III 種特待合格                |
|----------------------------------|-------------|-----------------------|------------------|-----------------------|--------------------------|
| 350万円未満<br>※所得判定基準<br>51,300円未満  | 入学金         | 84,000円<br>96,000円支給  | 0円<br>180,000円給付 | 0円<br>180,000円給付・支給   | 0円<br>180,000円給付・支給      |
|                                  | 授業料<br>(月額) | 0円<br>33,000円支給       | 0円<br>33,000円給付  | 0円<br>33,000円支給       | 0円<br>33,000円支給          |
|                                  | 施設費<br>(月額) | 4,000円                | 0円<br>4,000円給付   | 0円<br>4,000円給付        | 4,000円                   |
| 590万円未満<br>※所得判定基準<br>154,500円未満 | 入学金         | 132,000円<br>48,000円支給 | 0円<br>180,000円給付 | 0円<br>180,000円給付・支給   | 42,000円<br>138,000円給付・支給 |
|                                  | 授業料<br>(月額) | 0円<br>33,000円支給       | 0円<br>33,000円給付  | 0円<br>33,000円支給       | 0円<br>33,000円支給          |
|                                  | 施設費<br>(月額) | 4,000円                | 0円<br>4,000円給付   | 0円<br>4,000円給付        | 4,000円                   |
| 910万円未満<br>※所得判定基準<br>304,200円未満 | 入学金         | 180,000円              | 0円<br>180,000円給付 | 30,000円<br>150,000円給付 | 90,000円<br>90,000円給付     |
|                                  | 授業料<br>(月額) | 23,100円<br>9,900円支給   | 0円<br>33,000円給付  | 23,100円<br>9,900円支給   | 23,100円<br>9,900円支給      |
|                                  | 施設費<br>(月額) | 4,000円                | 0円<br>4,000円給付   | 0円<br>4,000円給付        | 4,000円                   |
| 910万円以上<br>※所得判定基準<br>304,200円以上 | 入学金         | 180,000円              | 0円<br>180,000円給付 | 30,000円<br>150,000円給付 | 90,000円<br>90,000円給付     |
|                                  | 授業料<br>(月額) | 33,000円               | 0円<br>33,000円給付  | 33,000円               | 33,000円                  |
|                                  | 施設費<br>(月額) | 4,000円                | 0円<br>4,000円給付   | 0円<br>4,000円給付        | 4,000円                   |

※上記の表に記載されている年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の金額です。他の家族構成の年収目安は、下記の表をご参照ください。

※上記の金額は、入学後、就学支援金制度・入学金軽減制度の利用を申請し、認定された場合の金額です。詳しい申請方法等は、入学後に本校事務局よりご案内します。なお、本紙に記載されている補助金は、入学後に制度や金額が変更となる場合があります。

※本紙に記載されている軽減制度については、受給資格の申請を行い、県から資格の認定、学校への入金後、返還の予定ですので、授業料等は一度学校へお納めいただく必要があります。

※上記以外に、諸会費・ICT教育費・修学旅行積立金や、実力テスト代などの年間諸経費等がかかります。詳細は、募集要項や本校ホームページでご確認ください。

## 就学支援金等の判定基準について(世帯年収目安)

| 両親の働き方     | 子の人数                                       | 33,000円/月(加算支給) | 9,900円/月(標準支給) |
|------------|--------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 一方が働いている場合 | 子2人(高校生・高校生)<br>扶養控除対象者が2人の場合              | ～約640万円         | ～約950万円        |
|            | 子2人(大学生・高校生)<br>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約650万円         | ～約960万円        |
| 共働きの場合     | 子2人(高校生・中学生以下)<br>扶養控除対象者が1人の場合            | ～約660万円         | ～約1,030万円      |
|            | 子2人(高校生・高校生)<br>扶養控除対象者が2人の場合              | ～約720万円         | ～約1,070万円      |
|            | 子2人(大学生・高校生)<br>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約740万円         | ～約1,090万円      |

※実際の審査は、「所得判定基準=市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」で行われます。